

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）中一部改正

少年・刑事財政基金の支出に関する規則（規則第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七万円」を「七万一千五百円」に改め、「消費税」の下に「及び地方消費税相当額」を加え、同条第二項中「一万七千五百円」を「一万八千七百円」に、「三万五千円」を「三万六千三百円」に改める。

第二条の二第一項中「十万円」を「十万二千三百円」に改め、同条第二項第一号イ中「五万円」を「五万一千七百円」に改め、同号ロ中「七万円」を「七万一千五百円」に改め、同号ハ中「八万円」を「八万二千五百円」に改め、同項第二号イ中「七万円」を「七万一千五百円」に改め、同号ロ、同項第三号及び第四号中「五万円」を「五万一千七百円」に改める。

附 則

第二条第一項及び第二項並びに第二条の二第一項及び第二項の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。